

建築主・設計者の皆様へ

長崎市の全域を景観法に基づく景観計画区域に定めていますので、一定規模の建築物・工作物の建設等や開発行為等を行う場合は、景観法に基づく届出書の提出などの手続きが必要です。

詳しくは、景観推進室へお尋ねください。

○事前協議について

- ・建築物、工作物の高さが次の場合は、長崎市景観条例の規定により、事前協議書の提出が必要です。

市街化区域内 ~高さが20mを超えるもの

市街化区域以外 ~高さが13mを超えるもの

○届出書について

- ・「景観計画区域内行為届出書」に必要書類を添付し景観推進室へ、2部提出してください。
- ・景観法の規定により、工事の着手の30日前、又は建築確認申請の前までに届出を提出してください。
- ・長崎市景観計画に定める景観形成基準に適合しなければなりません。

○届出様式等について

- ・様式は、ホームページからダウンロードできます。

建築主・設計者の皆様へ

次の事に注意してください。

○計画を変更する場合

- ・計画を変更する場合は、事前協議の上、変更届出の提出が必要です。
- ・変更届出の提出がないままに工事を進めると、届出内容と違うこととなり、虚偽の申請として、景観法の罰則が適用されることがあります。

○工事を完了（中止）したとき

- ・完了した外観の2面以上の写真を添付して、「行為完了（中止）届出書」を1部（控え返却が必要な場合は2部）、景観推進室へ提出してください。
- ・様式は、ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（市役所18階）
長崎市まちづくり部 景観推進室
TEL 095-829-1177 FAX 095-829-1175